



多久市の子育てを応援する「児童センター」

あじさいへ行こう！



あじさいのイベント情報♪

今年度も“にこにこサロン”は楽しいイベントがたくさん♪

毎月第2火曜日のにこにこサロンは、講師を招いてミニ講座を行っています。今年度、最初のミニ講座は4月14日、森永望美先生を招き「えいごであそぼう」を予定しています。子どもは頻りに耳にする表現を自然に身に付けられる能力を持っています。聴覚が発達する乳幼児の頃から、遊びを通して英語にふれさせてみませんか？0歳から親子で参加でき、楽しく遊びながら学べる内容です。みなさんの参加をお待ちしています！

にこにこサロン

日時 毎週火曜日の10時から12時
対象 0歳～就学前まで

参加料は無料です。
お気軽にご参加ください♪



▶親子で触れ合いながら楽しくにこにこサロンを行っています♪

4月	
にこにこサロン（毎週火曜）	
7日	読み聞かせ
14日	えいごであそぼう
21日	お誕生会
28日	こいのぼり作り
すこやかタイム（毎週土曜）	
4日	スライム作り
11日	おりがみ遊び
18日	ビデオ上映会
25日	こいのぼり作り
でんでんむし	
2日(木)	ママカフェ
9日(木)	食育相談会
21日(火)	お誕生会
23日(木)	子育て講話

あじさい
ホームページ
QRコード



問い合わせ 児童館 ☎75-6621 / 子育て支援センター「でんでんむし」 ☎37-1117
利用者支援事業「パラソル」 ☎75-5120 / ファミリー・サポート・センター「にじいろ」 ☎75-5111

出典：独立行政法人国民生活センター



©Kurosaki Gen

(80歳代/男性)

ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。注文前に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフできないのか。

事例

Check!
みんなで目指そう！ 自ら考え行動する消費者！
えっ！通信販売
クーリング・オフできないの？

ひとことアドバイス

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品は事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。
- 「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- 通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- よく分からない場合は、早めに、市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 または、消費者ホットライン「188」にご相談ください。

“賢い消費者”を目指し
今年度は



“契約”を字ぼう

クイズ！賢い消費者はどっち？

Q お店で靴を買うとき、契約が成立するのは店員が承諾したとき？商品を受け取ったとき？

A 店員が承諾したとき。多くの契約は「商品を受け取っていない」「お金を支払っていない」「契約書を受け取っていない」場合でも、口約束があれば契約成立です。